

令和2年2月21日（金）
津島市健康福祉部保険年金課（高橋、村上）
電話番号 0567-24-1113（ダイヤルイン）

<議案名> 議案15号 津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正内容

津島市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の算定における資産割額の廃止及び税率の改定に伴い、所要の規定を整備します。

- (1) 国民健康保険税の算定における資産割額の廃止及び税率の改定について、別表のとおり行います。
- (2) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改定に伴い、国民健康保険税の減額に関する規定を整理します。

2 改正理由

国民健康保険事業の財政運営の安定を図るため、国民健康保険税の算定における資産割額の廃止及び税率の改定に伴い、所要の規定を整備する必要があるため。

3 参考事項

- (1) 施行期日
令和2年4月1日
- (2) 適用区分
令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用
- (3) 「資産割額」とは
固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に一定の率を乗じて算定したもの
- (4) 国民健康保険税の算定に資産割額がある愛知県内の状況
令和元年 15自治体 → 令和2年度 11自治体の予定

国民健康保険税の税率

改定事項		改定後①	改定前②	比較(①-②)
基礎課税額	所得割額	6.48%	6.1%	0.38%
	資産割額	廃止	7.5%	▲7.5%
	被保険者均等割額	23,500円	22,400円	1,100円
	世帯別平等割額	24,400円	22,900円	1,500円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	2.33%	2.12%	0.21%
	資産割額	廃止	3.5%	▲3.5%
	被保険者均等割額	9,100円	8,200円	900円
	世帯別平等割額	6,600円	6,200円	400円
介護納付金課税額	所得割額	1.88%	1.62%	0.26%
	資産割額	廃止	1.5%	▲1.5%
	被保険者均等割額	8,200円	8,200円	—
	世帯別平等割額	9,400円	9,400円	—
全体	所得割額	10.69%	9.84%	0.85%
	資産割額	廃止	12.5%	▲12.5%
	被保険者均等割額	40,800円	38,800円	2,000円
	世帯別平等割額	40,400円	38,500円	1,900円

※国民健康保険税率は、国民健康保険事業基金より約3,500万円の繰り入れを行った後の税率

※1人当たり保険税は、平均約3.7%（約4,000円）増の見込み